

(1) 令和2年度 空家等対策事業の 進捗状況について

- ① 空き家の現状
- ② 空家解体促進費補助金の執行状況
- ③ 空家等対策計画に基づく取組

①空き家の現状について

《空き家等に関する相談件数》

令和2年度 受付内容・件数

受付月	受付件数	相談内容(※受付1件に対して複数該当項目あり)				
		建築	防火	環境・衛生	防犯	その他
4月	1件		1	1		
5月	3件	2		1		
6月	2件	1		1	2	
7月	5件			5		
8月	3件			3		
9月	5件	1		5	1	
10月	7件	2		6		
11月	2件	2				
12月	1件			1		
1月	0件					
計	29件	8	1	23	3	0

(令和3年1月8日現在)

令和元年度 受付内容・件数

	受付件数	相談内容(受付1件に対して複数項目あり)				
		建築	防火	環境・衛生	防犯	その他
計	54件	45	31	34	8	1

(令和2年3月31日現在)

②空家解体促進費補助金の執行状況

《補助制度の趣旨》

倒壊等の恐れのある**危険な空き家**の解体を促進することで生活環境を保全する

▼主な補助対象の空家

- ・ **1年以上**使用されていない空き家であること
- ・ 延べ面積の2分の1以上が居住用に供されていたこと
- ・ 個人が所有する**木造住宅**であること
- ・ 住宅地区改良法に規定する**不良住宅に該当**することetc...

◎ 補助金額 最大20万円

《執行状況》

- ・ 今年度 **13件**の申請
- ※ 13件のうち1件は指導案件
- ・ 相談件数は多数あり

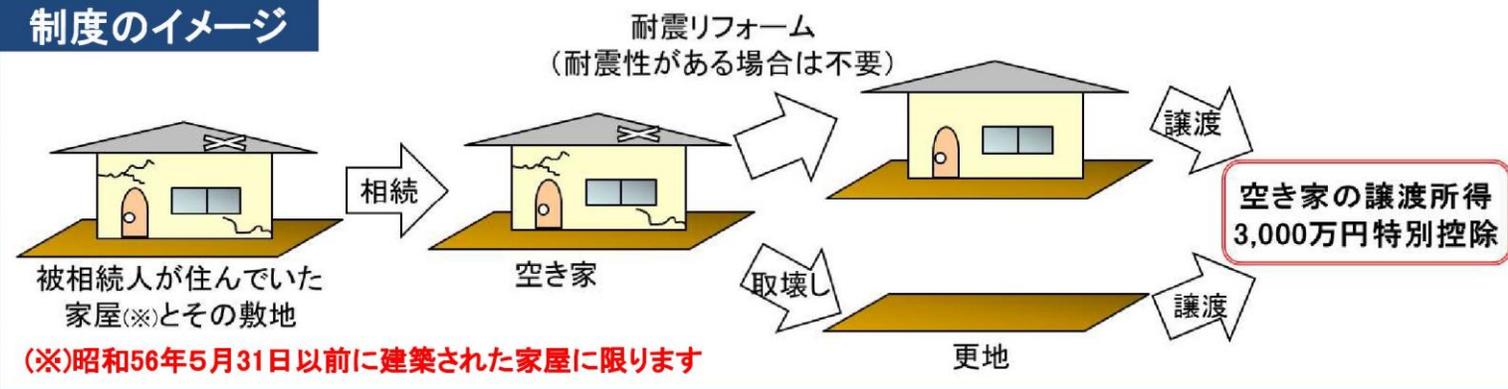
②空家解体促進費補助金の執行状況

○被相続人居住用家屋等確認申請書の状況について

空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)について

空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震リフォーム又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除します。

制度のイメージ



平成31年度税制改正のポイント

これまでは、相続開始の直前まで、被相続人が家屋に居住している場合のみが適用対象でしたが、平成31年4月1日以降の譲渡について、要介護認定等を受け、被相続人が相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していた場合も、一定要件を満たせば適用対象となります。 ※要件の詳細は2ページ以降参照

◎被相続人居住用家屋等確認申請状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
証明件数	5件	7件	14件

③空家等対策計画に基づく取組について

(1) 新たな支援体制の整備

◎令和2年11月13日（公社）愛知県建築士事務所協会と協定を締結

⇒空家等がもたらす諸問題に対して、新たに専門家の持つ知識やノウハウを活かし、官民連携のもと総合的な対策を推進することを目的とする

(2) 空家等の利活用の促進

◎空き家バンクの開設

⇒賃貸・売買希望者のマッチングを図り管理不全の空家の解消することを目的とする

◆「あま市」 & 「宅建協会」と連携



【宅建協会HP】

③空家等対策計画に基づく取組について

(3) 空家等の適正管理

◎令和2年度・昨年度の通報物件を対象に
一斉パトロールを実施

⇒改善されていない空き家に**再通知**を発送予定

(4) 空家等の発生抑制

◎木造住宅に関する**耐震診断・耐震改修**に係る補助制度
を郵送にて**案内配布**

▽配布数：1,200件

▽対象：昭和56年以前に建築された木造住宅等

◎建物に付随する**ブロック塀等撤去**に関する補助

▽該当者の住宅にポスティング

